

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月9日（平成27年（行情）諮問第273号）

答申日：平成28年8月30日（平成28年度（行情）答申第266号）

事件名：特定年月に破損した特定公共職業安定所の雨どいの修理費用が分かる  
文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月A，特定公共職業安定所で請求者（申請者）が自転車置き場横にあったはしごを移動して，特定公共職業安定所の老朽化した雨どいが壊れてしまった。それによって，修理を行った費用が判るもの。」（以下「本件請求文書」という。）に対し，これを保有していないとして不開示とした決定について，諮問庁が新たに別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とすべきとしていることは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が平成26年11月17日付け新労発総1117第5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求書の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

「新労発総1117第5号」の平成26年11月17日付けの行政文書不開示決定通知書の「2. 不開示とした理由」は，以下の通りとなっている。

「上記1に係る行政文書については保有していないため。（上記1に記載されている官署施設の当該箇所について，破損等が認められなかったため修理は行っておらず，よって，費用の支出行為も行っていないため。）」

上記1とは，審査請求人の行政文書の開示請求した請求内容であり，「新労発総1117第5号」の行政文書不開示決定通知書の「1. 不開示決定した行政文書の名称」のことである。以下の通りである。

「特定年月 A，特定公共職業安定所で請求者（申請者）が自転車置き場横にあったはしごを移動して，特定公共職業安定所の老朽化した雨どいが壊れてしまった。それによって，修理を行った費用が判るもの。」

そもそも「新労発総 1 1 1 7 第 5 号」の文書の「2. 不開示とした理由」の「上記 1 に係る行政文書については保有していないため。」の「上記 1 に係る行政文書」とは，何を意味しているのか。審査請求人の開示請求の請求内容の事実についてか。「2. 不開示とした理由」の主な理由の括弧の一文を単なる付属のものとした場合，問題とならないのかも知れない。しかし，主な理由の一文と同等の位置づけで単なる付属のものがある場合，意味合いが違ってくる。

官署施設の該当箇所とは，処分庁は認識していらっしゃる。と言うことは，このことについて，管理する行政文書が存在していなければならぬ。審査請求人は，自転車置き場横にあったはしごを移動してと記述して請求しているが，このはしごとは，特定公共職業安定所の車庫の外側に設置されている金属製のはしごではなく，木製のはしごがその当時自転車置き場の横になぜか置いてあり，審査請求人が移動させたのだ。処分庁が，だから金属製のはしごを動かせる訳がない。だから，破損等が認められないので，修理を行っていないと判断して，行政文書を確認していないとしたら，不開示決定を行なう自体おかしい。当該箇所と認識したのは，どこのことか。自転車置き場にも，雨どいは設置されている。この事実を当該箇所と認識しうるには，そのことについての行政文書が存在していなければおかしい。増改築を数年前に行なっており，自転車置き場の向きが変わっている。当該箇所と言うには，それなりの認識，それなりの根拠が当然なければならない。

例えば，その延長線上に，当該箇所について，破損等が認められなかったとの部分に，疑問が生じてくる。この括弧の一文が単なる付属のものであれば問題はないのかも知れないが，処分庁がこのような通知を出している以上，当然特定公共職業安定所についてそれなりの管理を行なっていると考えるのが普通だ。当該箇所が自転車置き場なのか，自転車置き場横にあったはしごから，特定公共職業安定所の車庫なのか，それとも老朽化した雨どいを指すのか。そもそも破損等の等とは，何を意味しているのか。修理は行っておらずと書いている以上，破損で充分なはずだ。もともと，審査請求人の開示請求の請求内容に見られる特定公共職業安定所には一般家庭に見られる雨どいなんか存在していないとの処分庁の判断から，破損等としたのか。

破損等が認められなかったためと認識するためには，点検していなければ到底判らないはずであり，修理を行っておらずと言えるのは，同様の行為（点検を行ない，現状把握していなければならない。）がなけれ

ば修理を行っていないと言える訳がない。費用の支出行為も行っていないためと言えるためには、処分庁自身が管理していなければならず、どのような支出行為が修理にあたるかということを確認していなければこのように断言できない。

破損をしていたとしても処分庁自身が認識しておらず、修理にまで到っていないケース。破損をしていないと言えるのは、それなりの根拠が必要だ。修理を行っていたとしても、支出行為に到っていないケースがあるはずだ。これは、文書の処理により、現実に修理をしていても、支出行為に到っていないことを意味する。破損がしていたとしても、修理がされ、支出行為がすべてなされるとは限らないはずだ。すべてをこのように言えるのは、それなりの認識、それなりの根拠が何かなければならぬはずであり、この不開示決定処分そのものがどこか矛盾をはらんでいる。

(中略)

今回の件は、始めから開示担当者の職員が確認しようとはしなかったことによる不開示決定であり、審査会に諮問をかけるケースではない。

## (2) 意見書

### 理由説明書の矛盾

国家公務員という存在に、謙虚さがまるきり見えなくなった場合、傲慢さしか見ることが出来なくなったら、その存在に国民は信頼を寄せるだろうか。

審査請求書2ページの「4. 審査請求の趣旨及び理由」において、新労発総1117第5号の平成26年11月17日付けの行政文書不開示決定通知書の「2. 不開示とした理由」を記載している。

「上記1に係る行政文書については保有していないため。(上記1に記載されている官署施設の当該箇所について、破損等が認められなかったため修理は行っておらず、よって、費用の支出行為も行っていないため。)」となっている。

上記1とは、審査請求人の行政文書の開示請求した請求内容であり、新労発総1117第5号の行政文書不開示決定通知書の「1. 不開示決定した行政文書の名称」のことである。

「特定年月A, 特定公共職業安定所で請求者(申請者)が自転車置き場横にあったはしごを移動して、特定公共職業安定所の老朽化した雨どいが壊れてしまった。それによって、修理を行った費用が判るもの。」である。

諮問庁である厚生労働省の担当職員は、上記の内容を踏まえた上で、新潟労働局の担当職員の非を認めないことは、あまりにも醜悪である。

理由説明書の3理由の「(4) 請求者の主張について」(下記第3の

3（４））で、「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）２条２項に規定される不作為に該当する事実はなく」と平然と主張されているが、処分庁である新潟労働局担当職員は、行政文書不開示決定通知書の中で、①当該箇所について、破損等が認められなかった、②修理は行っていない、③費用の支出行為も行っていないとの３つの事実を、審査請求人に対して主張を行なっている。

厚生労働省担当職員は、新潟労働局担当職員からどのようなことを言われて、「（４）請求者の主張について」のようなことを、平然と書けるのか。説明して頂きたい。

（後略）

（添付資料省略）

### 第３ 諮問庁の説明の要旨

#### １ 本件審査請求の経緯

（１）本件審査請求人である開示請求者（以下、第３の項において「請求者」という。）は、平成２６年１１月７日付けで、処分庁に対して、法４条１項の規定に基づき、「特定年月Ａ、特定公共職業安定所で請求者（申請者）が自転車置き場横にあったはしごを移動して、特定公共職業安定所の老朽化した雨どいが壊れてしまった。それによって、修理を行った費用が判るもの。」に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が、平成２６年１１月１７日付け新労発総１１１７第５号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成２７年１月１３日付け（同月１４日受付）で審査請求を提起したものである。

#### ２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件請求文書を保有していないとして、法９条２項の規定に基づき不開示とした原処分はこれを取り消し、下記３の（１）に記述する「支出決定決議書」を新たに本件対象文書として特定し、改めて開示決定等を行うことが妥当であると考えます。

#### ３ 理由

##### （１）本件請求文書の特定について

本件請求文書は、特定年月Ａに請求者が壊したと主張する特定公共職業安定所（以下「特定職安」という。）の雨どいについて、修理を行った際に要した費用が明らかになる行政文書である。

本事案のように、国が保有する庁舎（付属施設含む。）について、予算支出を伴う修理や改修のための工事を行う場合は、会計法（昭和２２年法律第３５号）等の規定に基づく各種会計関係書類を作成しなければならない。

作成する各種会計関係書類のうち、実際に予算から支出をする際に作

成するのは「支出決定決議書」であり、これを見れば実際に工事を施工した業者に支払った費用の金額が明らかになる。

したがって、本件対象文書が存在するとすれば、特定年月Aから少なくとも本件開示請求が行われた平成26年11月までの間に作成・取得された特定職安の庁舎設備（雨どい）修理に対する費用の支出に関する「支出決定決議書」とであると判断した。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

処分庁においては、原処分で本件請求文書を保有していないとしていたが、本件審査請求を受けて、改めて厚生労働本省（諮問庁）から処分庁に対し、請求者が主張する雨どいの破損の有無や当該箇所の修理工事実施の有無等について調査を指示したところ、

ア 特定年月B頃に、請求者の主張内容と同じ箇所と考えられる箇所の雨どいが破損していることが確認されていること

イ 当該雨どいの破損時期及び破損原因は不明であったこと

ウ 特定年月C中旬に、当該雨どいの破損修理に係る工事が行われていること

等が判明した旨の報告があった。

当該報告を受けて、諮問庁においては、破損の確認時期が、請求者が雨どいを壊したと主張する時期から約1年遅れており、請求者の主張する特定年月Aに発生した破損であるかは確定出来ないものの、当該工事以外に、特定職安での雨どいの破損及び修理工事実施の事実が認められないので、特定年月C中旬に行った特定職安の雨どい修理工事に対する費用の支出に関する「支出決定決議書」を本件対象文書として特定すべきと判断した。

(3) 法5条2号不開示情報該当性について

本件対象文書には、当該修理を行った施工業者の銀行口座情報（金融機関名、店舗、預貯金種別及び口座番号）が記載されており、当該情報は施工業者の内部管理情報であって、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられ、公にすることにより、当該施工業者の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあることから当該情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「今回の件は、始めから開示担当者の職員が確認しようとはしなかったことによる不開示決定であり、審査会に諮問をかけるケースではない」と、行政庁の不作为を申し立てているとも解釈できる一文を記述しているが、本件の処理において、行政不服審査法2条2項に規定される不作为に該当する事実はなく、請求者の主

張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分において、本件請求文書を保有していないため不開示としたものの、破損時期や破損原因は不明であるが、それ以外は請求者の主張にほぼ合致すると考えられる雨どいの破損に係る修理工事を実施した事実が認められたので、原処分を取り消し、特定職安における雨どい修理工事に対する費用の支出に関する「支出決定決議書」を新たに本件対象文書として特定し、上記3（3）で不開示とする部分を除き、開示することとして諮問する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年4月9日  | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年5月13日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成28年6月30日 | 審議                |
| ⑤ 同年7月21日    | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ 同年8月26日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定年月A、特定公共職業安定所で請求者（申請者）が自転車置き場横にあったはしごを移動して、特定公共職業安定所の老朽化した雨どいが壊れてしまった。それによって、修理を行った費用が判るもの。」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、原処分において、文書不存在による不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、理由説明書において、原処分を取り消し、「特定年月C中旬に行った特定職安の雨どい修理工事に対する費用の支出に関する「支出決定決議書」」（本件対象文書）を新たに特定した上で、その一部を法5条2号イに該当することから不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については開示すると説明する。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁が不開示とするとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

###### (1) 本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、処分庁が文書不存在とした理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定年月 A 当時，審査請求人が破損させたと主張する箇所について，雨どいの状況を当時の特定職安の職員が確認したところ，雨どいはパイプの一部が外れているだけであり，その場で外れた個所を元に戻せたことから，破損が認められなかったと判断し，実際に修繕も行わなかった。

その後，特定年月日 b に，国土交通省北陸地方整備局による官庁建物定期実態調査が特定職安で行われ，当該雨どいが破損していることを指摘されたため，特定年月日 c に修繕を行った。

修繕理由については，配管の経年劣化によるものであり，審査請求人が当時破損したと主張する理由からではないため，本件請求文書を保有していないと判断した。

イ 諮問庁は，理由説明書において，以下のとおり説明する。

本件審査請求を受けて，改めて処分庁に対し，審査請求人が主張する雨どいの破損の有無や当該箇所の修理工事実施の有無等について調査を指示したところ，

(ア) 特定年月 B 頃に，審査請求人の主張内容と同じ箇所と考えられる箇所の雨どいが破損していることが確認されていること

(イ) 当該雨どいの破損時期及び破損原因は不明であったこと

(ウ) 特定年月 C 中旬に，当該雨どいの破損修理に係る工事が行われていること

等が判明した旨の報告があった。

当該報告を受けて，諮問庁においては，破損の確認時期が，審査請求人が雨どいを壊したと主張する時期から約 1 年遅れており，審査請求人の主張する特定年月 A に発生した破損であるかは確定できないものの，当該工事以外に，特定職安での雨どいの破損及び修理工事実施の事実が認められないので，本件対象文書を特定すべきと判断した。

(2) 当審査会において見分したところ，本件対象文書は，特定年月日 d に新潟労働局において，「特定公共職業安定所雨水用塩ビパイプ修理工事代」として支出するための決裁文書であり，特定職安の雨どいの修理を行った際に要した費用が分かる文書であると認められる。また，審査請求人の主張する特定年月 A に発生した破損であるかは確定できないものの，当該工事以外に，特定職安での雨どいの破損及び修理工事実施の事実が認められないとする上記 (1) の諮問庁の説明を覆す事情は認められないので，諮問庁が本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は，理由説明書において，支出決定決議書（本件対象文書）に

は、当該修理を行った施工業者の銀行口座情報（金融機関名、店舗、預貯金種別及び口座番号）が記載されており、当該情報は施工業者の内部管理情報であって、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられ、公にすることにより、当該施工業者の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当であると説明する。

(2) 当審査会において見分したところ、諮問庁が不開示とするとしている部分は、当該修理を行った施工業者の銀行口座情報（金融機関名、店舗、預貯金種別及び口座番号）であることが確認でき、上記(1)の諮問庁の説明は首肯できることから、当該部分は、法5条2号イに該当し不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が新たに本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であり、また、不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

特定年月 C 中旬に行った特定公共職業安定所の雨どい修理工事に対する費用の支出に関する「支出決定決議書」